

地震保険や生命保険  
にご加入のみなさま！  
今年度の控除証明書  
は届いていますか？  
申告前にあわてない  
ようにご確認ください  
ね！



## 今さら聞けない「保険料控除」って？

毎年10月から11月にかけて、保険会社から届く「保険料控除証明書」。

年末調整や確定申告の際に提出するこの書類は、**支払った保険料の一部を所得から差し引ける**大切なものです。

つまり所得を低くして**税金の負担を軽減する効果**があります。保険料控除には、次の2つがあります。

### <地震保険料控除>

- ・地震保険料や旧長期損害保険（一定条件を満たすもの）が対象
- ・所得税最高5万円、住民税最高2.5万円が控除されます。

### <生命保険料控除>

- ・一般の生命保険料控除
- ・介護医療保険料控除
- ・個人年金保険料控除

それぞれ所得税で最大4万円、住民税で最大2.8万円が控除されます。

3つの枠をすべて活用すると、所得税・住民税あわせて年間およそ1万円前後の節税になることも。

控除証明書が届いたら、「どの枠を使っているか」「使っていない枠はないか」を確認してみましょう。

## 意外と多い、“空いたままの控除枠”

国税庁のデータを見ると、年末調整で約7割、確定申告で約8割が生命保険料控除を活用していますが、その中で「個人年金保険料控除」を実際に利用している人は約2割にとどまります。

つまり、多くの方が「一般」や「介護医療」枠は使っても、年金保険枠は空いたままになっているのです。

個人年金保険は長年の超低金利の影響で「旨みのない商品」というイメージが強く、利用率が低いのも無理はありません。

## 空いた控除枠で積極運用も可能

最近では、NISAやiDeCoのように積極運用できる個人年金保険も登場しています。これにより空いた控除枠を活用して税制優遇を受けながら長期資産形成が可能です。

控除証明書を確認して「個人年金保険料控除証明書」が届いていなければ、まだ使える節税枠が残っているサインです。

個人で出来る節税術は限られています。あなたも「空いた控除枠」で“貯蓄+節税”のダブルメリットが得られる仕組みを作りませんか？

\* \* \*

Point!



### 生命保険料控除

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約の場合

全体の控除限度額	所得税 120,000円	住民税 70,000円
一般生命保険料控除限度額	40,000円	28,000円
介護医療保険控除限度額	40,000円	28,000円
個人年金保険控除限度額	40,000円	28,000円

例えば30歳で年収500万、月1万円（年12万円）の保険料を60歳まで払込み、65歳から年金受取開始の個人年金保険に加入した場合。

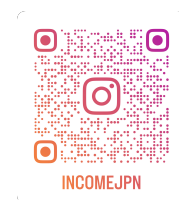
所得税と住民税あわせて年間6,800円の軽減を受けることができる。払込期間30年間で204,000円の税金の軽減となる。

わかりづらいをわかりやすく



## インカムジャパン株式会社

〒236-0016 横浜市金沢区谷津町 341-8 TS ビル 3F  
TEL : 045-900-0986 FAX : 045-345-0608  
E-mail : info@income-j.com



<取扱保険会社>

